

社会福祉法人日吉たには会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに、全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 法人の課題

- ・当法人は、職員の7割を女性が占めているが、女性職員比率に比べて女性の指導職以上の役職にある職員が少ない。
- ・子育て中の職員も多く指導職研修や、会議に出席しにくい

3. 目標と取り組み内容・実施時期

目標：指導職における女性の割合を50%とする

<実施時期・取組内容>

- 令和5年4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- 令和6年4月～ 子育て中の女性が研修や会議に参加しやすい環境を整える
- 令和6年4月～ 指導職ばかりに負担がかからないように業務の見直しを行う。

社会福祉法人日吉たには会

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 法人の課題

- ・介護職員不足により残業時間が発生してしまう。
- ・指導職ばかりが残業を受け持ってしまう傾向にある。
- ・業務内容の効率化が図れず残業になってしまう傾向にある

3. 目標と取り組み内容・実施時期

目標：職員一人当たりの月平均残業時間を30時間以内とする

<実施時期・取組内容>

- 令和5年4月～ 業務内容の見直しを実施し、効率化に向けて検討を進める
- 令和5年4月～ 残業が一人だけに集中しないような勤務繰りを行う。
- 令和5年4月～ 職員の応募を増やすため就職説明会等で積極的な広報を行う。